

協議の場の取りまとめ

市町村名 (市町村コード)	名古屋市 (23100)
地域名 (地域内農業集落名)	茶屋後 (東之割東、西之筋、中之筋、東之筋、中堤・下屋敷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月8日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・南陽地域は、その大部分が水稻単作地帯で、古くから農協管理方式による作業の受委託が確立し、作業の効率化や耕作放棄地の防止に取り組んできている。農地中間管理事業の導入により、農地中間管理機構（機構）を通じた集積が進んできているが、農地の貸出しにより農地所有者の地域農業への関わりが薄くなるなどの問題も生じてきている。 ・水回りの管理を土地改良区組合員が行っており、その負担が大きい。 ・農地所有者にとっては、農地を貸し出しても収支に慢性的な損失が続いているため、その解消が必要である。 ・後継者がいない特に小規模で分散した畑地の遊休農地化が懸念される。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・主要作物である水稻においては、加工米、飼料用米、米粉用米を転換作物として推進していく。また、麦類、高収益作物等の他の作物への転換も進める。 ・野菜等の分野においては、地域内で規模拡大又は耕作を継続する認定農業者等へ農地の集積を図る。 ・農地所有者の赤字解消に向けた方策を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	87.1ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	86.8ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は別添地図のとおり）

農業振興地域農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手への集約化を念頭に農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の賃貸借は、原則として、機構を通じて行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

今後も引き続き、土地改良施設等の機能保全に努める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

就農準備等のための制度資金の活用や農業の技術・知識習得の支援等により、農業を担う者の育成・確保に努める。
--

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

委託による業務の効率化、収益向上が地域単位で期待できる作業の提案があった場合は、協議の場等でその適否について図っていく。
--

以下任意記載事項

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②有機農業など、減農薬・減化学肥料栽培に取り組んでいく。
